

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その2)

野田村 調査総括表(1/11)

調査番号	その(2)	県名	岩手県	市町村名	野田村			
1. 被害の状況等								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	4,639人							
年齢階級別人口								
項目	0-14歳	15-64歳	65歳以上					
人口	534	2,704	1,401					
比率	11.5%	58.3%	30.2%					
(2) 人的被害の状況(H23.12.31)								
死者	37人							
行方不明者	0人							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	一部都計							
市街化区域	区域区分無							
用途地域	用途地域指定有							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区域等の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区域	8,358	51.2	0.6	20.7	0.2	175	2.1	681
都市計画区域	418.3	37.8	9.0	18.9	4.5	70.3	16.8	503
用途地域	53.8	26.2	48.7	16.4	30.5	5.8	10.8	369
2. 復興計画の策定状況								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	野田村東日本大震災津波復興計画	2011.11.7	野田村東日本大震災津波復興計画策定委員会	地区別住民懇談会による意見交換を実施				
その他の方針・計画								
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<p>・5月27日決定の復興基本方針をもとに、策定委員会(全4回)により津波復興計画を検討。策定委員会では、学識経験者として岩手大学より堺茂樹教授、三宅論准教授、小笠原敏記准教授が参画。また、調査作業監理会議において岩手大学南正明教授により、専門的知見によるアドバイスを得た。</p> <p>・住民、中高生、関係団体へのアンケート、ヒアリングを重ね、素案について地区別住民懇談会(11カ所)で説明し、意見交換を実施。</p>								

野田村 調査総括表(2/11)

3. 復興計画の概要(市町村全体)

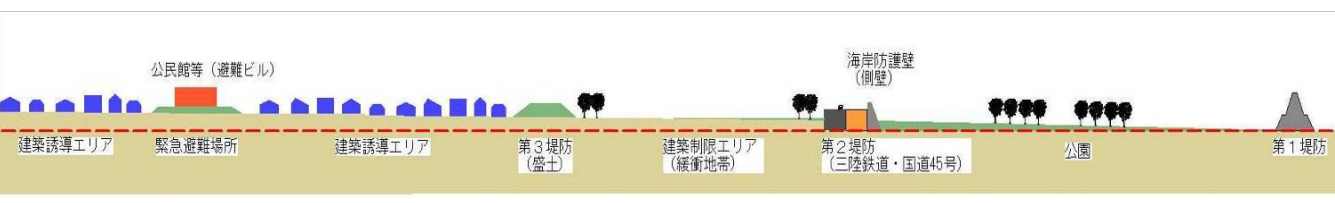
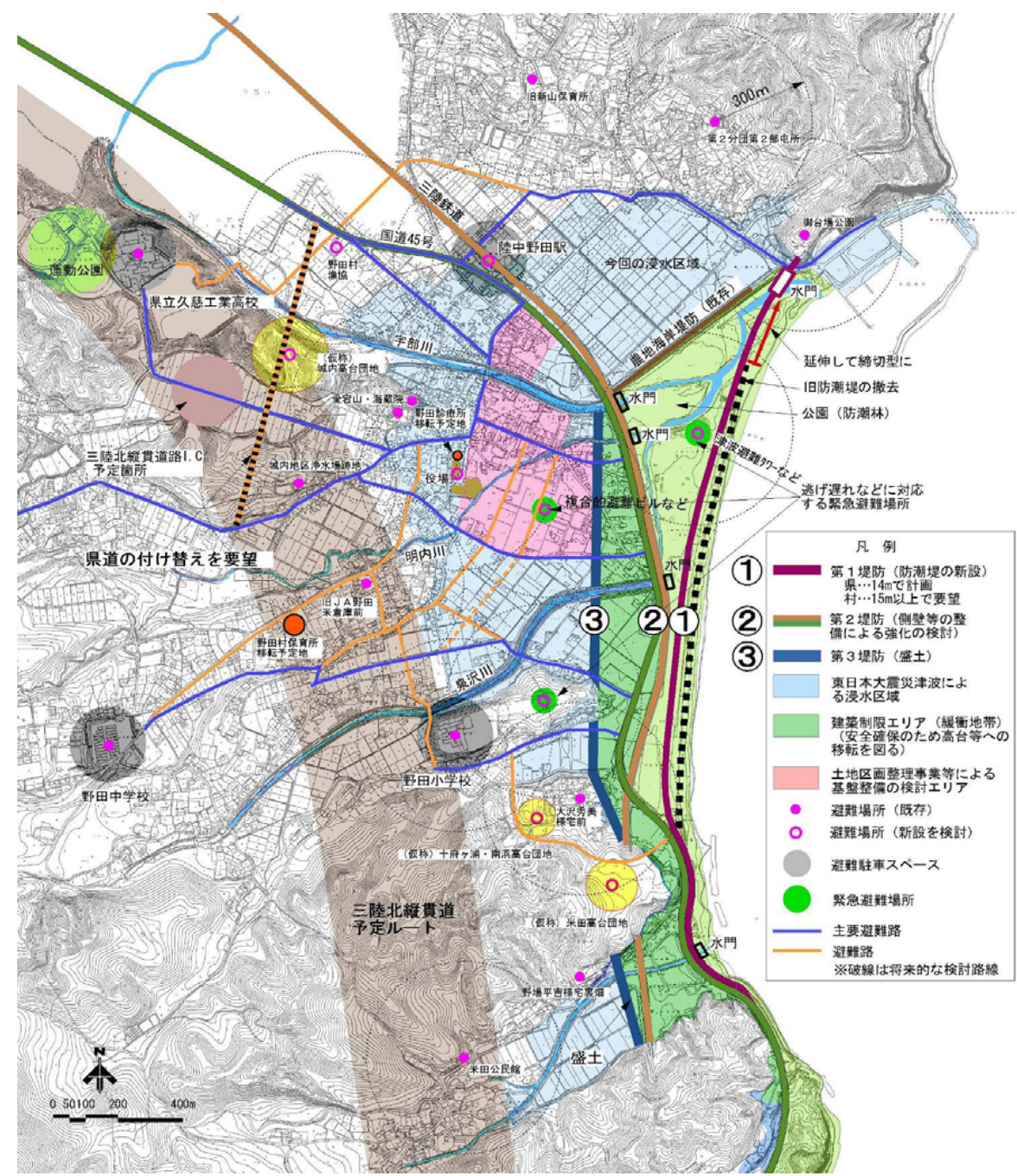
(1) 整備の基本的な考え方	(2) 整備にあたっての基本的な方針	(3) 復旧構想図(市町村全体対象)
<p>1. 都市構造の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回と同規模の津波が再来しても、市街地を浸水させないことを防災まちづくりの基本とする。 経験に収まらない事態が発生することを前提とした防災まちづくりを進める。 村を災害に強いものに変えていくなどの根本的な取り組みが必要となる。 津波防災対策とともに、日常の村民の利便性や快適性、コミュニティや将来を考えた商業・観光施設の整備等を通じて、持続的な活力を育成する。 <p>2. 津波への対応</p> <p>L1：第1～第3防潮堤により、市街地の浸水を防ぐ。</p> <p>L2：第3堤防により、津波エネルギーの吸収と到達時間を稼ぐとともに、避難路、避難ビルの整備により、人命の安全を確保する。また、将来的な市街地の内陸部への移転を促進するため、三陸北縦貫道路 I.C. と県道切替え、高台団地整備を連携させ、内陸部の基盤整備を図る。</p>	<p>海岸堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道 45 号より陸側を浸水させない堤防を要望 (TP+15mを要望) 	
	<p>河川堤防整備方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 明内川の切り替えを構想 	
	<p>2線堤等の方針(含む緑地)</p> <ul style="list-style-type: none"> 津波エネルギーを吸収し、住家までの津波の到達時間を稼ぎ、がれきなどの流出物をとめる緩衝地帯と第3堤防(盛土)の整備 	
	<p>市街地整備の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地区画整理事業による避難路の整備 	
	<p>交通体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水区域外への県道の切替えや三陸北縦貫道路 I.C. の整備と連携した交通網の整備 	
	<p>避難体系の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難場所を 300m 圏内に整備 自動車による避難に備えて主要避難路を整備 	
<p>産業地域の復旧方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区漁港の現況復旧 野田塩製塩工場の移転 商工会ビジョンとの連携 		

地域区	L2 津波への対応
第3堤防海側	集団移転により公園とする。
第3堤防～役場	避難路・避難ビルの整備により人命の安全を確保する。
役場より内陸	三陸北縦貫道路 I.C. と県道切替え 高台団地整備を連携させ、内陸部の基盤整備を図り、将来的な中心市街地の移転を促進する。

地区別の方針の概要

- 防潮堤、水門の嵩上げが可能な地区については、嵩上げを要望
- 防潮堤の整備が困難な地区や緩衝帯が取れない地区は、高台移転あるいは原位置嵩上げを実施
- 城内・泉沢地区については、土地区画整理事業による基盤整備を実施し、体系的な避難路を整備するとともに、移転促進区域を観光産業の育成に資する公園として整備

地区名	復興の基本的な考え方
城内・泉沢地区	第1～第3堤防の整備により、市街地の安全性を確保するとともに、避難路などの整備に向け土地区画整理事業等による基盤整備事業を実施。第3堤防海側は高台団地等へ集団移転し、跡地は公園等としての利用を予定
米田・南浜地区	防災集団移転促進事業により高台団地に移転し、跡地は公園等としての利用
玉川・下安家地区	玉川地区は水門の嵩上げを要望。下安家地区は、漁業集落環境整備事業により原位置嵩上げにより、集落の安全性を確保。
中沢・港地区	中沢地区は防潮堤の嵩上げを要望。港地区は防潮堤の延伸による水門の設置を推進。



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その2)

野田村 調査総括表(3/11)

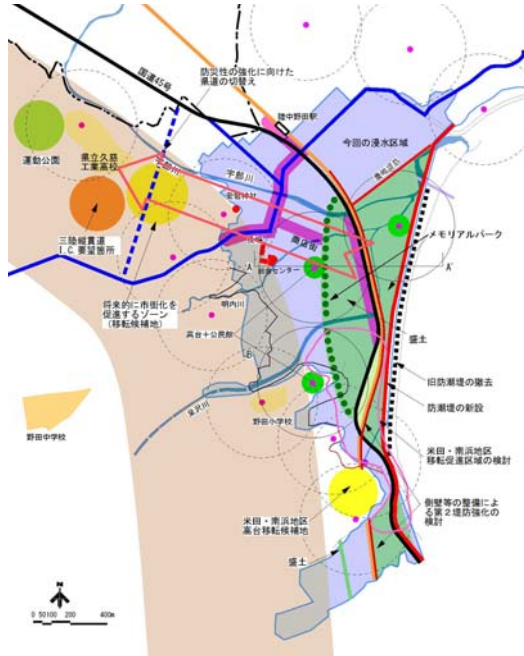
4. (2) 地区別復興方針(1)		城内・泉沢地区(第3堤防海側)			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	9.4ha	都市計画	都市計画区域	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・住宅地(一部農地)				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・今次津波高: 16.4m、最大浸水深: 5~7m ・流出棟数等: 33戸 				
復興方針策定上留意すべき特徴	・海岸と近接しており、今後も津波被害が予想される地域				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無(新設) ○ 堤防高 (14m) (想定津波: L1等) ○ 整備主体: 岩手県 ○ 河川堤防の考え方: - ○ 二線堤の考え方: 第3堤防の建設を予定 				
市街地の整備方針	基本的方針	・災害危険区域に指定し、高台団地を造成の上、集団移転を図る。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無: 有(第3堤防等) 土地利用の変更: 非住宅 整備手法: 防災集団移転促進事業及び災害危険区域の指定			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方: 第3堤防より海側の浸水区域 移転先及び整備手法: 防災集団移転促進事業により、久慈工業高校付近の高台へ移転 移転の対象、方法: 移転促進区域内の住宅 移転跡地の土地利用方針 等: 都市公園(一部、商業・農業地域として継続利用)			
	土地利用規制の方針	建築基準法第39条による住居系用途の制限。			
	公共公益施設の方針	—			
	その他特記すべき方針	観光施設を兼ねた都市公園の整備を予定			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度中に高台用地の買収着手 ・平成23年度中に高台移転先の調査設計(測量・地質調査・実施設計)着手 			
避難計画の考え方	・国道45号から浸水区域外へ至る避難路の整備を予定				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・移転促進区域内の用地買収 ・移転後の移転元の土地利用の整序(継続農地と買収用地の区画整理等) 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その2)

野田村 調査総括表(4/11)

検討では、以下の2案と比較した・

- ・ 第3堤防をより陸側に設け、津波ポケットを拡大し、国道45号に沿道サービスゾーンを設けた案

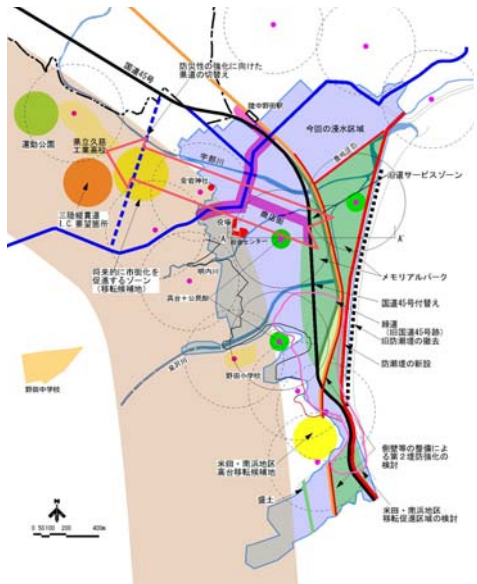


- ・ 野田湾に面する平野部が広い為、L2津波に対しては、津波エネルギーの吸収、到達時間を遅らせるため第3堤防を整備し、海側を災害危険区域とすることが人命の安全を確保する上で第3堤防の築造が必要とされた。

- ・ 第3堤防の位置については、比較案による検討の結果、津波ポケットの拡大は、中心市街地面積の確保と沿道ゾーンとの隔絶防止、移転に伴うコストの低減から避けることとなった。

- ・ また、国道45号を付け替える案については、事業化の見通しがつかず、スケジュールの点からも復興事業とあわないことから、将来的な整備の可能性を残すことが選択された。

- ・ 第3堤防上部に国道45号を付替え、沿道サービスゾーンを設けた案



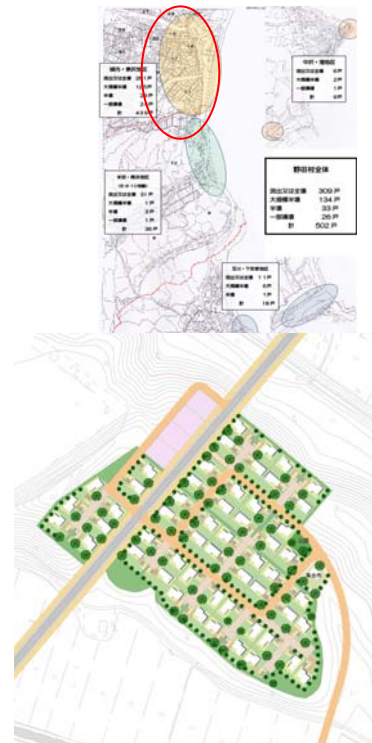
野田村 調査総括表(5/11)

(5)地区別構想図



【↑ 移転元整備イメージ】

【高台団地整備イメージ→】



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合



市街地整備後



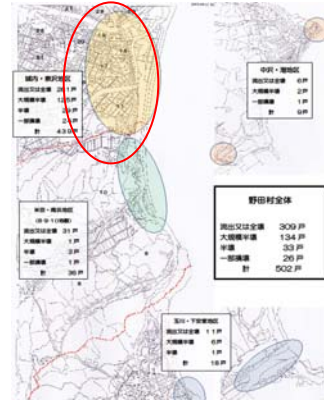
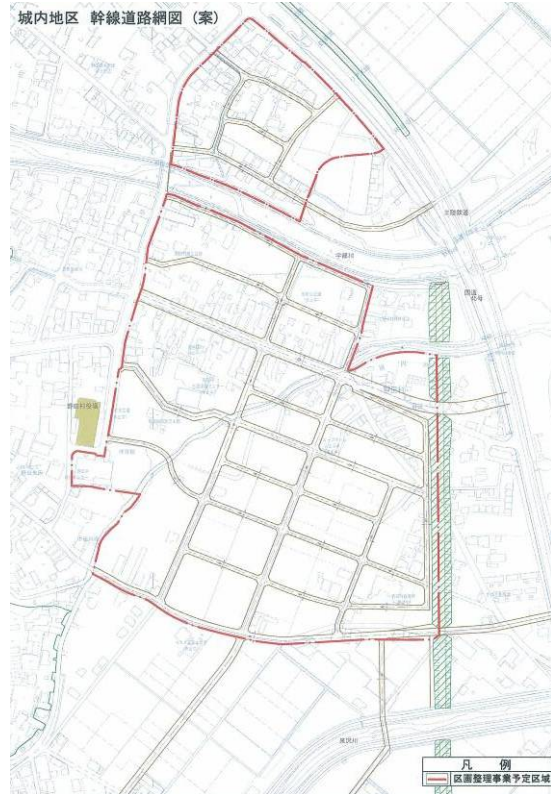
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その2)

野田村 調査総括表(6/11)

4. (3) 地区別復興方針(2)		城内・泉沢地区(第3堤防陸側)			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	22ha	都市計画	都市計画区域	役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	・商業地、住宅地、農地				
被災の状況	・今次津波高：16.4m、最大浸水深：5～7m ・流出棟数等：165戸				
復興方針策定上留意すべき特徴	・野田村の中心市街地であり、防災性を高めるとともに、潤いと活気のある市街地への再生が求められている。				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-①				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（新設） ○ 堤防高（14m）（想定津波：L1等） ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：- ○ 二線堤の考え方：第3堤防の建設を予定 				
市街地の整備方針	基本的方針	・土地区画整理事業により避難路の整備と宅地の一部嵩上げを行う。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：有 土地利用の変更：なし 整備手法：都市再生区画整理事業			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：- 移転先及び整備手法：- 移転の対象、方法：- 移転跡地の土地利用方針 等：-			
	土地利用規制の方針	・従前の地域地区と同様。			
	公共公益施設の方針	・避難ビルの建設予定 ・保育園は浸水区域外へ移転。クリニックは地区内陸側へ移転			
	その他特記すべき方針	・観光施設を兼ねた都市公園の整備を予定			
	整備スケジュール	・平成23年度中に・調査設計（測量・地質調査・想定換地・区画整理設計）着手			
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国道45号から浸水区域外へ至る避難路の整備を予定 ・避難困難区域に避難ビルの建設を予定 				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の策定に向けた合意形成 ・第3堤防隣接地の換地手法 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案			上記構想案採用に至った理由		
<ul style="list-style-type: none"> ・道路事業による現道拡幅案や面的な基盤整備事業区域を縮小した案について内部で検討した。 			比較検討の結果、公平な負担のもと体系的な避難路の整備が可能となること、換地手法等により、住民意向への対応や、商店街の再生、災害公営住宅の配置が図れることから構想案となった。		

野田村 調査総括表(7/11)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

市街地整備がない場合



市街地整備後



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その2)

野田村 調査総括表(8/11)

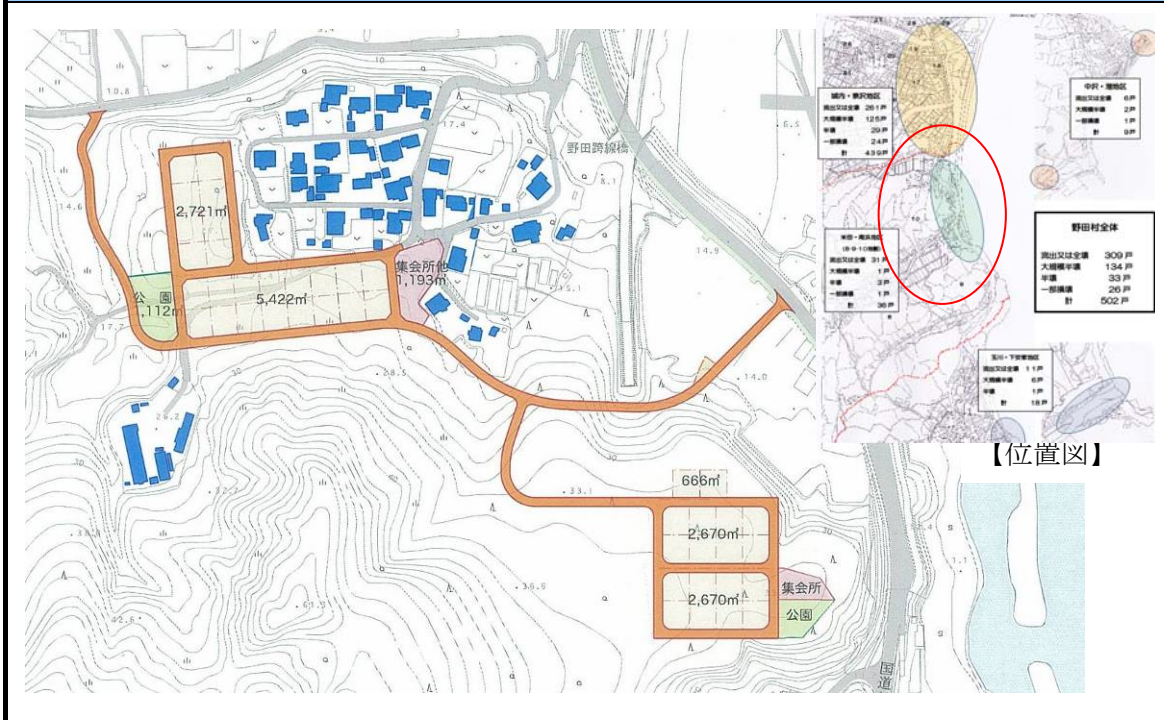
4. (1) 地区別復興方針(3)		米田・南浜地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	20ha	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	国道 45 号沿いの沿道サービス施設、背後地は田畑・集落				
被災の状況	<ul style="list-style-type: none"> 今次津波高：16.4m、最大浸水深：7m以上 流出棟数等：95 戸 				
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> 地形上、防潮堤による安全確保が困難であること。 国道 45 号沿道サービス施設の継続が観光産業の育成等の点で必要 				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-③				
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 整備の有無（現行嵩上げ、一部新設） ○ 堤防高（14m）（想定津波：L1 等） ○ 整備主体：岩手県 ○ 河川堤防の考え方：- ○ 二線堤の考え方：第 3 堤防の建設を予定 				
市街地の整備方針	基本的方針	・災害危険区域に指定し、高台団地を造成の上、集団移転を図る。			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：有（第 3 堤防等） 土地利用の変更：非住宅 整備手法：防災集団移転促進事業及び災害危険区域の指定			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：第 3 堤防より海側の浸水区域 移転先及び整備手法：防災集団移転促進事業により米田地区・南浜地区の高台へ移転 移転の対象、方法：移転促進区域内の住宅 移転跡地の土地利用方針 等：津波防災公園緑地（一部、商業・農業地域として継続利用）			
	土地利用規制の方針	建築基準法第 39 条による住居系用途の制限。			
	公共公益施設の方針	—			
	その他特記すべき方針	景勝地である十府ヶ浦の景観を活用した観光施設の誘致を促進			
	整備スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年度中に高台用地の買収着手 ・平成 23 年度中に高台移転先の調査設計（測量・地質調査・実施設計）着手 			
避難計画の考え方	・国道 45 号から高台団地へ至る避難路を整備予定				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・三陸鉄道トンネル坑口付近の保護 ・隣接地の施工協力 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その2)

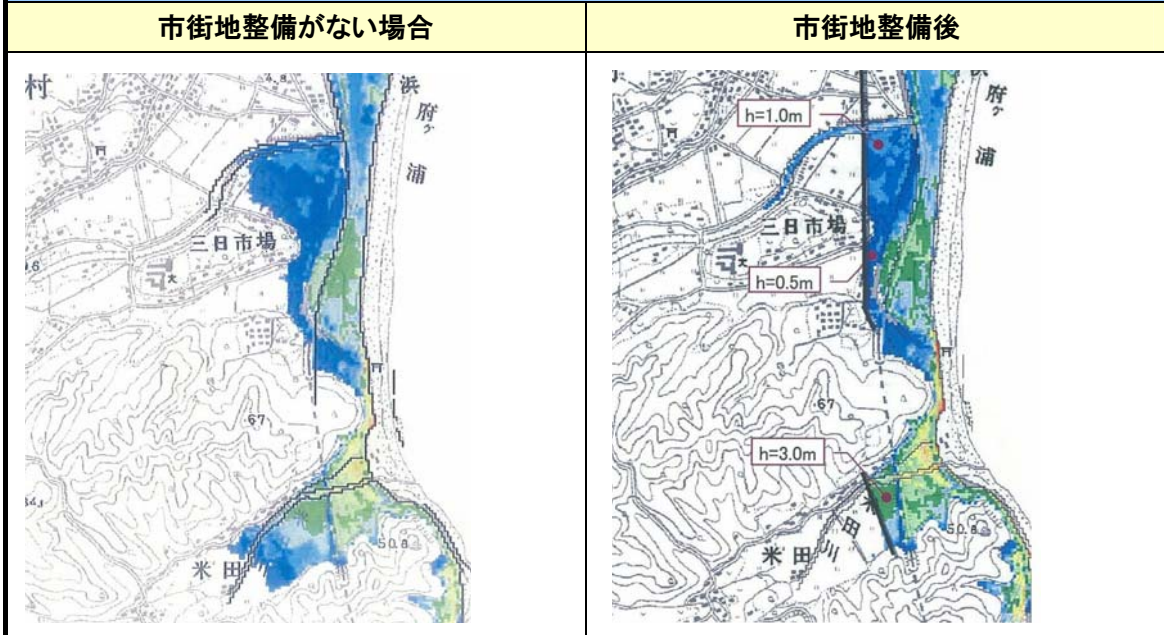
野田村 調査総括表(9/11)

<p>・米田地区1ヶ所に集約して高台団地を整備する案</p>	<p>・米田地区は移転元に最も近接した高台であり、また、国道45号からの避難路・避難地の形成を同時に図ることができるため。</p> <p>・南浜地区は、浸水区域外であり、既存の道路・供給処理施設を活用することでコスト低減が可能となるとともに、隣接集落の環境整備も図れるため。</p>
--------------------------------	---

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)



東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その2)

野田村 調査総括表(10/11)

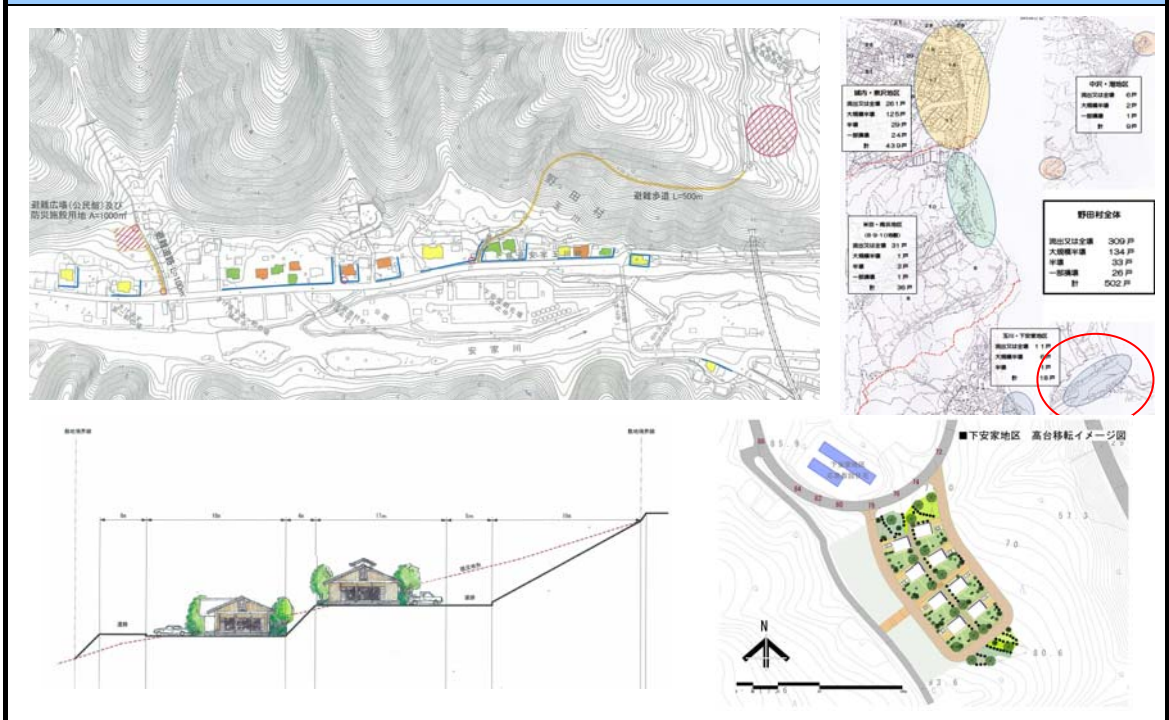
4. (4) 地区別復興方針(4)		下安家地区			
(1) 地区の概況					
面積(ha)	1.7ha	都市計画	都市計画区域外	役場・支所等	含まない
土地利用(被災前)概況	・ 漁業集落				
被災の状況	・ 今次津波高：16.4m、最大浸水深：3m ・ 流出棟数等：15戸				
復興方針策定上留意すべき特徴	・ 河口部における鮭の養殖場と一体となった漁業集落であり、集落単位での高台移転が困難な地区				
(2) 地区の整備方針					
復興のパターン	B-②				
堤防等の整備方針	<input type="radio"/> 整備の有無（無し） <input type="radio"/> 堤防高：- <input type="radio"/> 整備主体：- <input type="radio"/> 河川堤防の考え方：- <input type="radio"/> 二線堤の考え方：-				
市街地の整備方針	基本的方針	・ 漁業集落環境整備事業により宅地の嵩上げを行う。（現況地盤より3m程度の嵩上げを予定）			
	現位置整備地区の方針	嵩上げ盛土の有無：有 土地利用の変更：なし 整備手法：漁業集落環境整備事業			
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方：安家川沿いの被災地域 移転先及び整備手法：国民宿舎隣接地への漁業集落環境整備事業による移転 移転の対象、方法：高台団地希望者 移転跡地の土地利用方針 等：緑地等			
	土地利用規制の方針	・ 従前の地域地区と同様。			
	公共公益施設の方針	・ 避難場所となる避難広場の整備			
	その他特記すべき方針	・ 県道の嵩上げと連携した宅地の嵩上げを予定			
	整備スケジュール	・ 平成23年度中に調査設計（嵩上げ地の補償調査・測量・地質調査・実施設計・残地買取等）に着手			
避難計画の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地嵩上げによる安全性の確保 ・ 避難広場及び高台への避難路の整備 				
(3) 実現に向けての課題					
実現に向けての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道嵩上げとの事業スケジュールの擦り合わせ ・ 住民の負担を軽減する曳家工事の手法・手順の確立 				
(4) 比較した代替案					
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由				
・ 高台団地の立地候補については、比較対象となる候補地がないため、行わなかったが、造成計画については、クルドサク案の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安家川河口部での水門整備は多額の費用を要することから、集落の高台移転が望まれたが、一方で生業との一体的な環境整備の中で、安全性を確保することが求められたため、高台移転と原位置での嵩上げを併用した事業とした。 				

東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その2)

野田村 調査総括表(11/11)

を行った。
 ・クルドサック案は、盛土を抑えた場合、宅地内の段差が生じ高齢者の住まいとして適切でないことから、構想案を採択した。

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載)

浸水深(津波シミュレーションは未実施)

